

不法投棄監視サポーター通信 (VOL.5)

平成28年6月20日発行

いわき市
生活環境部
廃棄物対策課



本市においては、後を絶たない廃棄物の不法投棄をなくすため、
 ・警察OBによる産業廃棄物適正処理監視指導員の設置
 ・市内63名の不法投棄監視員の設置
 等により、日頃から監視体制の強化に取り組んでいるところです。

その一環として『不法投棄監視サポーター制度』を創設し、
 不法投棄に対する市民の皆様のボランティアによる監視活動を支援し、
 不法投棄の早期発見と未然防止に努めています。

本通信は、不法投棄監視サポーターにご登録いただいた皆様の
 活動の一助として、本市の不法投棄の現状や、様々な取り組みなどを
 情報発信するものです。



不法投棄監視サポーター登録者数 : 731名 (平成28年5月末現在)

地区別サポーター数

地区	登録者数(人)
平	291
小名浜	82
勿来	108
常磐	76
内郷	17
四倉	9
遠野	70
小川	22
好間	10
三和	37
田人	3
川前	1
久之浜	4
市外	1
合計	731

◆昨年度の不法投棄通報件数をご紹介します。

(単位: 件)

年度	不法投棄監視員	一般市民等	関係団体、区長等	合計
平成26年度	219	187	82	488
平成27年度	<u>169</u>	<u>198</u>	<u>81</u>	<u>448</u>
前年比	▲ 50	11	▲ 1	▲ 40

【通報件数とその傾向】

- ◆ 平成27年度の不法投棄通報件数は、平成26年度より40件少ない448件となり、東日本大震災後、2年連続での減少となりました。

通報者別で見ますと、**不法投棄監視員**からの通報件数は平成26年度より50件の減少となりましたが、一方、**一般市民等 (不法投棄監視サポーターを含む)**からの通報件数は11件の増加となりました。

- ◆ 不法投棄物の内容としては、市のごみ集積所に排出されれば収集可能な「缶、ペットボトル」を初めとした家庭ごみや、引っ越しで発生したと思われる家電製品、処理料金が生じるタイヤなどが多く見られました。

【不法投棄の現状】

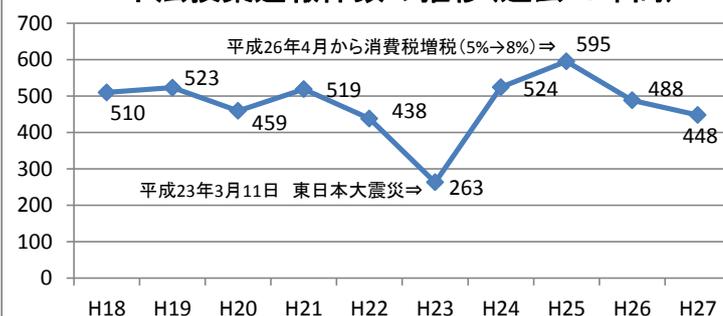
東日本大震災による災害ごみの処理の終息と共に、これまでの産業廃棄物適正処理監視指導員等の取り組みや、不法投棄監視サポーターの皆様による監視の目の強化により、不法投棄通報件数は減少してきております。

しかし、東日本大震災からの復興特需が依然として続いており、人・モノの流通が活発化しているため、不法投棄の減少には至っておりません。

年代別登録者数

年代	登録者数(人)
～19歳	60
20歳～29歳	12
30歳～39歳	53
40歳～49歳	68
50歳～59歳	117
60歳～69歳	263
70歳～79歳	132
80歳～89歳	26
90歳～	0
合計	731

不法投棄通報件数の推移(過去10年間)



【問い合わせ先 いわき市生活環境部 廃棄物対策課 TEL0246-22-7439 FAX0246-22-7605】

(裏面もご覧ください。)

◆サポーターの取り組みをご紹介します。

全国ごみ不法投棄監視ウィーク (5月30日～6月5日)

に合わせて撤去活動を実施しました。

平成28年6月1日(水)に、常磐三沢町傾城作地内市道関船・三沢線沿線のごみ拾いを、不法投棄監視サポーターに登録している、常磐水野谷町・三沢町、(一社)福島県産業廃棄物協会いわき方部地域協議会の皆さま、及び市職員ら約120名で実施しました。

この現場は、以前から不法投棄等が多く、地域住民や通行する市民から苦情を寄せられており、この現状を打開しようと、常磐水野谷区、三沢区の区長さんが先頭に立ち、地域住民が不法投棄監視サポーターに登録し監視活動を強化するとともに、不定期にごみ拾いを行い、環境の美化に努めてきました。

しかし、長年に渡る不法投棄物の蓄積は、想像を超えており、今回、同じく不法投棄監視サポーターに団体登録している(一社)福島県産業廃棄物協会いわき方部地域協議会の協力を得て、撤去活動を行うこととなりました。

当日は、夏を思わせるほど日差しが強く、参加者は汗まみれになりながら、次から次へと出てくるごみと格闘すること約2時間。その結果、可燃ごみ2.2t、不燃ごみ1.8t、大型ごみ0.9トン、処理困難物1tを現場から撤去することができ、以前とは見違えるほど綺麗になりました。

撤去活動の様子



◆土地所有者・管理者の皆様へ

不法投棄は、人家が少ない山林や河川敷など、人目につきにくい場所で行われています。このような場所には、周囲に柵やフェンス等を設置し、遊休農地等は草刈りを定期的の実施して、不法投棄を防止しましょう。

不法投棄された廃棄物の処理については、投棄者が判明しない場合は、その土地の所有者・管理者へお願いすることになりますので、土地の管理には十分注意してください。

◆サポーターの皆様へ

【登録期間満了に伴う再登録のお願い】

平成25年6月から実施している「いわき市不法投棄監視サポーター制度」が、本年6月で3年目となり、サポーター登録期間が満了となる方々が出てきます。該当される皆様には市から文書でお知らせいたしますので、不法投棄撲滅に向けた監視の目の強化のため、ぜひ再登録をお願いいたします。

市では平成28年度も引き続きパトロールを強化し、不法投棄の未然防止と、早期発見・早期対応による拡大防止に努めてまいります。

また、平成27年度はサポーターの皆様から33件の通報をいただきましたが、不法投棄撲滅に向けて、不法投棄監視サポーターの皆様の活動が不可欠ですので、今後とも監視の目の強化にご協力くださいますようお願いいたします。

今後こんなことを取り上げてもらいたいなど、ご意見・ご感想をお寄せいただければ幸いです。

引き続き不法投棄監視サポーター募集中です。